

**新型コロナウイルス感染で申告所得税・贈与税
・個人事業者の消費税の申告や納付が困難な方へ**

新型コロナウイルス感染症の各地での感染拡大により、外出を控えるなど、確定申告期限の4月16日（木）までに申告することが困難であった方については、期限を区切らずに、4月17日（金）以降も確定申告書を受け付けることとしました。

なお、4月17日（金）以降の確定申告の相談は、納税者の皆様にお待ちいただくことなくスムーズに申告できるよう、原則として事前予約制とするなど感染リスク防止により一層配慮した形で行うこととしておりますので、事前に税務署へ連絡の上、来署いただくようお願いいたします。

また、納期限までの納付や振替納税による納付が困難な方については、「納税の猶予制度」がありますので、金沢国税局猶予相談センターまでご相談ください。

【連絡先】

金沢税務署

電話（076）261-3221（代表）

金沢国税局猶予相談センター

電話（076）200-6333